

令和7年度 契約内容の公表（随意契約：物品・委託）

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の適用

No	契約年月日	契約業者名及び所在地	事業の名称及び場所	種別	契約期間等	予定価格 (税込み)	契約金額 (税込み)	根拠条項	随意契約によることとした理由	備考
5	令和7年7月14日	榊管総研 東京支店	管路情報システム賃貸借	賃貸借	自 令和8年4月1日	21,199,200円	21,199,200円	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	<p>現行の管路情報システムは、株式会社管総研にて開発したシステムを平成23年から導入し、管網情報をデジタル化し、竣工図・給水栓情報等のデータを管理することで、管路情報を迅速に検索及び更新等できるシステムであり、導入から現在に至るまで効率的な運用ができるよう構築を重ね、安定稼働していることから、新たにシステムの構築が必要な大規模な改修の必要は生じていません。</p> <p>また、同者は保守点検業務についてもシステムの不具合が発生した時の対応が迅速で、現在まで適切に履行しています。</p> <p>現契約者以外の管路情報システムを導入する場合には、多額のデータ移行費用が発生するとともに、運用面においても業務に支障が生じる恐れが高いと思われます。</p> <p>このことから、現行システムをバージョンアップし、システムを利用するパソコン等の機器を合わせて賃貸借する契約の相手方として株式会社管総研を選定し、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により、随意契約とする。</p>	
		東京都中央区京橋二丁目1番3号	東金市家徳361番地8 山武郡市広域水道企業団		至 令和13年3月31日					